

質問書回答

2019年4月8日

「インドネシア国ジャワ北幹線鉄道準高速化事業準備調査」

(公示日:2019年3月27日 公示番号:180241)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	<p>第3 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>P.3~</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(4) 業務の期分け</p> <p>(11) 部分開業計画及びスマラン以東在来線の軌道改良にかかる検討</p>	<p>第1期調査では、「第1期開業区間(ジャカルタ~スマラン間)の事業性の確認と円借款事業の審査に必要な情報収集(スマラン以東の在来線の軌道改良事業は含めない)」、となっているが、「スマラン~スラバヤ間の在来線の軌道改良事業にかかる基礎情報収集は第2期調査」になっている。</p> <p>第1期開業区間の事業性の確認のためのコストにはスマラン~スラバヤ間の在来線の軌道改良コストを含めないのか(即ち、スマラン~スラバヤ間在来線の軌道改良工事は第2期工事の中で行うのか)?</p>	<p>ご理解の通りです。「スマラン~スラバヤ間の在来線(以下、スマラン以東の在来線)の軌道改良事業における基礎情報収集」は第2期調査で実施するため、第1期調査にて実施する「先行整備予定区間(ジャカルタ~スマラン間)における事業性の確認」においては、スマラン以東の在来線の軌道改良コストは考慮せずに検討ください。</p> <p>なお、第2期調査においてスマラン以東の在来線の軌道改良コストが算定された段階で、当該コストも含めた部分開業時(先行整備予定区間+スマラン以東の在来線)の事業性の確認を行っていただく想定です。</p>
2	<p>P.3~</p> <p>5. 実施方針及び留意事項</p> <p>(4) 業務の期分け</p> <p>(11) 部分開業計画及びスマラン以東在来線の軌道改良にかかる検討</p>	<p>本件調査の第1期調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全線(ジャカルタ~スラバヤ間)の事業性の見直し ● 第1期開業区間(ジャカルタ~スマラン間)の事業性の確認と円借款事業の審査に必要な情報収集(スマラン以東の在来線の軌道改良事業は含めない) <p>第2期調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後続整備区間(スマラン~スラバヤ間)の事業性の確認 	<p>第1期調査ではジャカルタ~スマラン間のコスト積算を実施してください。なお、第1期開業区間の事業性の確認として、ジャカルタ~スマラン間の開業(スマラン~スラバヤ間の在来線の軌道改良事業は含まず)の便益の推定を行ってください。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>と円借款事業の審査に必要な情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スマラン～スラバヤ間の在来線の軌道改良事業にかかる基礎情報収集を行い実現可能性の簡易的な検討を行うとなっている。 <p>しかし、第 1 期調査における「全線の事業性の見直し」といっても JICA 基礎調査時点と本調査時点とでは想定するインフラやE&Mが異なっており、コストについては第 1 期開業区間も後続整備区間も積算のやり直しとなる。即ち、第 1 期調査で行う全線のコスト積算の中には既に第 2 期調査で行う後続整備区間のコスト積算が含まれてしまっている。</p> <p>従って、コスト積算については第 1 期調査と第 2 期調査とを分けて実施するのではなく第 1 期調査の中で行い、指示書にある「第 1 期開業区間の事業性の確認」とは便益の推定のことを指すと理解してよいか？</p>	
3	<p>P.6 5. 実施方針及び留意事項 (16)環境社会配慮</p>	<p>「なお、インドネシア政府は既往調査の結果を踏まえ、JICA 環境ガイドラインに沿って先行整備予定区間を対象とした AMDAL 案及び LARAP 案の作成準備に既に着手している」と記載されておりましたが、適切な支援内容を特定するために、下記についてご教示頂ければ幸いです。</p> <p>(1)先行整備予定区間の AMDAL 案・LARAP 案の準備の進捗状況(準備開始されたばかりでドラフトができていない状態なのか、それともドラフトレポートが作成されており、最終化段階なのか)：</p> <p>(2)AMDAL 案・LARAP 案を提供して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>(1) 運輸省から業務を委託された科学技術応用評価庁 (BPPT) が 2018 年 7 月頃から環境社会配慮にかかる調査に着手していますが、最新状況については本調査で確認ください。(2) 上述の通り、現時点では JICA 側に提供されていないため、本調査で確認ください。</p>

通 番	当該頁項目	質問	回答
4	P.6、P.16 5. 実施方針及び留意事項 (16) 環境社会配慮 6. 業務の内容 (19) 環境影響評価報告書 案の作成支援 (20) 住民移転計画案の作 成支援	<p>「インドネシア政府は既往調査の結果を踏まえ、JICA 環境ガイドラインに沿って先行整備予定区間を対象とした AMDAL 案及び LARAP 案の作成準備に既に着手している。本調査では、インドネシア政府の環境社会配慮にかかる作業状況を踏まえつつ、密に連携を図りながら調査を実施し、AMDAL 案および LARAP 案が適切に作成されるよう支援する。」とあるが、本調査では AMDAL、LARAP の支援を行うだけで、本調査検討結果によりすでにインドネシア側で実施している AMDAL、LARAP が変更となったとしても、インドネシア側でそれらを変更・更新するという理解でよいか？</p>	<p>ご理解の通り、AMDAL 及び LARAP の作成主体はあくまでインドネシア側ですが、調査団は JICA ガイドラインや助言委員会での助言内容が AMDAL 案及び LARAP 案に適切に反映されるよう支援することが求められます。</p>
5	P.8 6. 業務の内容 (3) インドネシア国ジャワ島 内の運輸交通セクターに係 る既存情報の収集・整理 1) 運輸交通関連データの 収集・整理	<p>需要予測の精度向上を目的とした旅客・貨物輸送にかかる OD 調査、SP 調査の実施について、第 2 期調査期間は短いため、第 1 期調査期間中にジャカルタ～スラバヤ間の全区間を実施することでよいか？</p>	<p>ご理解の通り、第 1 期調査期間中に全区間の OD 調査・SP 調査を実施してください。</p>
6	P.9 6. 業務の内容 (8) サイト状況調査	<p>地形・地質調査等の自然条件調査の実施にあたって、第 2 期調査期間は短いため、第 1 期調査期間中にジャカルタ～スラバヤ間の全区間を実施することでよいか？ また、環境社会配慮のベースライン調査や基礎情報収集も同様の考えでよいか？</p>	<p>ご理解の通り、第 1 期調査期間中にジャカルタ～スラバヤ間の全区間の自然条件調査、環境社会配慮のベースライン調査及び基礎情報収集を実施ください。 但し、AMDAL・LARAP の作成支援に関しては、第 1 期調査では先行整備区間（ジャカルタ～スマラン間）を対象に行い、第 2 期調査では後続整備区間（スマラン～スラバヤ間）を対象に実施し</p>

通 番	当該頁項目	質問	回答
			てください。
7	P.9 6. 業務の内容 (8)サイト状況調査 1)自然条件調査	自然条件調査の項目に、「地形」が含まれるが配布資料MODのAnnex-2によると、インドネシア側からの提供資料として本事業線形沿いのLiDAR測量が提供されるとなっています。本調査の概略設計に用いる地形図はこのLiDAR測量図を活用できると理解してよろしいでしょうか。本調査で別途地形測量を実施する必要があるかご教示頂けないでしょうか。	インドネシア側から提供されるLiDAR測量結果を活用することを前提としていますが、現時点ではJICA側に提供されておらず、本調査の開始後先方関係機関から提供されるLiDAR測量の調査結果を踏まえた上で実施を検討ください。但し、同調査内容によっては追加で地形測量を実施せざるを得ない可能性もあるため、本事業の検討に最低限必要な調査項目、調査内容、仕様、数量等について、現地再委託（自然条件調査）としてプロポーザルでご提案ください。
8	P.27 1. 業務工程 表中	工程表の下段に環境社会配慮があり、「承認取付支援」と記載がありますが、これは調査団の支援内容を想定されているでしょうか、それとも貴機構の現地事務所の支援内容と想定されているでしょうか。想定されている作業内容をご教示頂ければ幸いです。	ご指摘のとおり、本契約における受注者の業務を想定します。具体的には、インドネシア側が主体となってAMDAL・LARAPの承認を関係省庁・自治体に対して申請することになりますが、承認プロセスにおいてインドネシア側からAMDAL・LARAPの内容に関して相談があった場合等に適宜技術的観点からご助言ください。
9	P.29 5. 配布資料、閲覧資料及び参考資料 (2)閲覧資料(受注者に提供予定) ・インドネシア国「ジャワ北幹	指示書において「閲覧資料」と示されているので、プロポーザル作成段階で閲覧可能(但し配布などで提供されるのは受注者のみ)と解釈します。しかし、現時点では閲覧不可と回答を頂いております。 左記資料は、本件事業準備調査を実施する上で重要な資	ご要望を踏まえ、閲覧をご希望される場合は、「秘密保持誓約書」へ署名・押印をいただき、ご持参いただいた上で、JICA本部内での閲覧を可といたします。 閲覧をご希望の方は、東南アジア第一課・小林(03-5226-8925)までご連絡下さい。

通 番	当該頁項目	質問	回答
	線における都市間鉄道準高速化に向けた情報収集・確認調査」ファイナルレポート	<p>料であり、適切なプロポーザルを作成する上で欠かせないと認識しておりますが、なぜ公示時には閲覧させて頂けないのかご教示頂けないでしょうか。</p> <p>左記資料の調査は第 3 調査の目的・内容に関する事項の 1.プロジェクトの背景や 5.(5)既往の調査結果の活用にあるように、左記調査結果を十分に把握し、事業妥当性の調査・検討を行うことを意図するならば、業務指示書上必要不可欠になると判断します。プロポーザル内で効果的な提案をさせて頂きたく閲覧させて頂けないでしょうか。</p>	<p>なお、本事業は両国首脳会談でも度々言及のある国家プロジェクトであり、インドネシア国内でも注目度の高い事業です。先方政府からも本事業の調査結果の取扱いには十分注意するよう意向が示されています。閲覧資料から得られた情報の取扱いには十分にご留意ください。</p>

以上